



三淵嘉子の修学時代

- 大正3年11月13日 シンガポールで生まれる
武藤[宮武]貞雄(台湾銀行)・ノブの長女(第4人)
5年 父がニューヨーク支店に赴任→母と実家(丸亀)に
9年 父が帰国→一家は東京市渋谷区筈町に居住
10年4月 東京府青山師範学校附属小学校入学
昭和2年4月 東京女子高等師範学校附属高等女学校入学
(お茶の水女子大学附属高等学校の前身)
7年4月 明治大学専門部女子部法科入学(第4期生)
10年3月 同 卒業
4月 明治大学法学部入学
13年3月 同 卒業
11月 高等試験司法科合格

三淵嘉子の戦前・戦中・戦後

- ・ 昭和15年6月 第二東京弁護士会登録
7月 明治大学専門部女子部助手(～昭和37年)
- ・ 昭和16年11月 和田芳夫と結婚、18年1月 芳武誕生
19年6月召集・一旦解除、20年1月出征、21年5月戦病死
- ・ 昭和20年3月 会津坂下町へ疎開
19年4月弟(長男)武藤一郎戦死、22年 母父病死
- ・ 昭和22年3月 裁判官採用願を司法省人事課に提出
司法省人事課長は石田和外(のち最高裁長官)
同年6月 司法省民事部嘱託:民法調査室に配属
- ・ 昭和23年1月 最高裁事務総局家庭局兼民事局事務官
- ・ 昭和24年8月 東京地裁民事部判事補、25年5月～米国家裁視察
- ・ 昭和27年12月6日 判事:名古屋地裁、31年5月 東京地裁判事
- ・ 昭和31年8月 三淵乾太郎(父親の忠彦は初代最高裁長官)と再婚
- ・ 昭和37年12月 東京家裁判事兼東京地裁判事、38年4月東京家裁判事
- ・ 昭和47年6月 新潟家裁所長、48年11月 浦和家裁所長
- ・ 昭和53年1月 横浜家裁所長 「女性家裁適任論」には抵抗
- ・ 昭和54年11月 定年退官
- ・ 昭和59年5月28日 死去(69歳)

家庭裁判所の誕生(1)

家事審判所(裁判所)

大正10年 法制審議会「家事審判に関する綱領」議決(実現せず)

昭和14年 人事調停法

家族親族間の紛争その他一般に家庭に関する事件について調停

昭和22年12月 家事審判法

昭和23年1月～ 家事審判所 地裁支部として設置

少年審判所(行政機関)

大正11年 少年法 18歳未満対象、検察官先議

起訴後は地裁で裁判

不起訴で保護処分適当となれば、少年審判所へ

昭和24年1月施行 改正少年法 20歳未満対象

家庭裁判所(昭和24年1月1日発足)

「家事裁判所」+「少年裁判所」

GHQの提案、内藤頼博(最高裁秘書課長)が支持

最高裁事務総局初代家庭局長:宇田川潤四郎

「家裁の五性格」:独立的・民主的・科学的・教育(福祉)的・社会的

「家庭に光を、少年に愛を」

家庭裁判所の誕生(2)

- ・ 宇田川潤四郎:「家庭裁判所の父」
 明治40年生まれ
 昭和4年 早大卒、高等試験司法科合格、裁判官
 昭和13年 満州赴任
 新京地方法院審判官(満州)→「中央司法職員訓練所」主事
 昭和21年6月 帰国
 昭和22年 京都少年審判所長
 BBS(Big Brothers and Sisters Movement)運動
 昭和22年8月最高裁判所完成
 事務総局家庭局長(初代)
- ・ 内藤頼博(ヨリヒロ):子爵・「殿様」判事(高遠藩内藤家16代当主)
 明治41年生まれ
 昭和6年 東京帝大卒、高等試験司法科合格、裁判官
 昭和15年4～12月 米国家庭裁判所視察
 東京家裁所長、広島・名古屋高裁長官など歴任
 昭和48年退官 多摩美大学長・理事長、第22代学習院院長

家庭裁判所の誕生(3)

嘉子は、昭和22年6月司法省嘱託(司法省民事部民法調査室配属)を経て、昭和23年1月に最高裁判所事務総局家庭局兼民事局事務官となり、その約一年半後の昭和24年8月に東京地方裁判所民事部判事補に採用されました。女性の裁判官としては2番目でした。

最高裁事務総局初代家庭局長の多岐川幸四郎は、「家庭に光を、少年に愛を」をスローガンに、家庭裁判所の五つの性格、すなわち、①独立性(かつて家事審判と少年審判が分担していた機能を統合した、地方裁判所とは別の独立した機関であること)・②民主性(従来の裁判所のような冷厳な場所ではなく親しみのある国民の裁判所であること)・③科学性(アメリカに倣って精神科医を常駐させるなど事件の科学的処理に務めること)・④教育性(少年審判に関わる職員は教育者としての自覚を持つこと)・⑤社会性(少年に関わるすべての機関と綿密に連携すること)を掲げました(実際の宇田川潤四郎も同じです)。

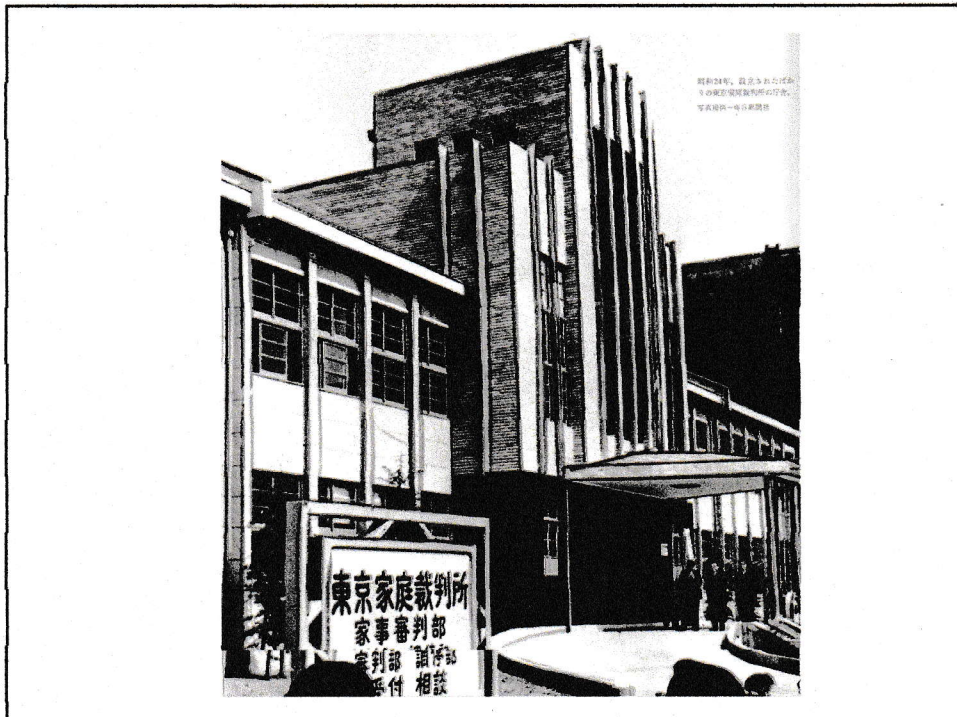
家庭裁判所が当時直面していた最大の問題は、巷に溢れていた戦災孤児たちをいかに保護するかということでした。昭和23年に厚生省が行った全国調査によれば、全国で約123,500人、広島県が最多で約6,000人、東京は約5,800人の戦災孤児がいました(実際にはもっと多かったでしょう)。

家庭裁判所の誕生(4)

ドラマで語りが説明していたように、政府は、終戦から1ヶ月後の昭和20年9月「戦災孤児等保護対策要綱」を取り纏め、①個人家庭への保護委託、②養子縁組の斡旋、③集団保護という三つの方策を打ち出しましたが、どれも満足に実行することができず、路上に屯する孤児たちは、生きるために窃盗・強盗などの犯罪に走るようになりました。

昭和21年の少年刑事犯の検挙者数はなんと約10万人。そのため政府は、昭和23年9月「浮浪児根絶緊急対策要綱」を閣議決定して、浮浪児たちを強制的に施設に収容することにしました。

しかし施設は数が足りないうえ、そこでの生活は食糧不足などもあって快適とはいいがたく、脱走する者が相次いだようです。こうした行き場のない浮浪児たちに、生活できる場を確保してやる仕事が、家庭裁判所に課せられたのです。





明治大学
MEIJI UNIVERSITY

「虎に翼」の調停事案 大庭家相続問題

村上一博



第13週振り返りコメント(1)

亡徹男の妻であった元山すみれが家庭裁判所に検認を求めにやってきた徹男の遺言書は、「危急時遺言」でした。通常の遺言書であれば、徹男が（弁護士でしたから書式には精通していたでしょうから）自署押印するだけでよかったのですが…病床で生命の危険が差し迫っていて自署できない状況にあった場合には、3人以上の証人の前で、証人の一人が徹男の口述を書面化し、それを本人と証人たちに読み聞かせて内容を確認したうえで、証人全員の署名押印が必要でした。

遺言書は、妻のすみれに全財産を遺贈するという衝撃的な内容でした。梅子が、当時の民法では、妻（配偶者）と子（直系卑属）が財産の半分を遺留分として請求できるということに気づき、遺言書通りの執行を求めるすみれと、徹男の親族間で、一悶着おきました。この調停シーンでは撮影現場に立ち会っていたのですが、姑の常（鷺尾真知子さん）の「そんな馬鹿な遺言がありますか?!」という一喝には、空気を凍らせるような凄味がありました。

結局は、証人偽装が明るみに出て、遺言書は無効となり、これで一件落着かと思いきや、「本当の波乱」はここから…梅子と3人の子供たちは遺産配分をめぐる泥仕合になったのです。民法では、妻の相続分は3分の1（昭和55年から2分の1に改正されました）、残る3分の2を子供たちが均分するという規定でしたが、親族間の協議が整えば、法定相続分にこだわる必要はなく、誰か一人が全財産を一括相続しても差し支えありませんでした。親族協議では折り合いがつかず、家庭裁判所で調停が行われることになりましたが、ここでも、長男の徹太が、戦前の「家」制度の家督相続の意識から、全財産の相続を主張していましたね。

第13週振り返りコメント(2)

思い返すと、梅子が女子部で法律を学ぼうとした目的は、子供たちを正しく育てるために、離婚して親権を手に入れるためでしたが、長男徹太は夫と瓜二つの傲慢な性格、次男徹次は戦争で負傷したことから性格が歪んでしまい、真っ当（お人好しすぎるとはいえ）なのは三男光三郎だけという状況でした。調停で光三郎が見せた母親思いに心を震わせた梅子でしたが…。

なんと、こともあろうに、心の支えであった光三郎と夫の妾であったすみれが恋仲になり…ついに梅子の心の糸が切れてしまいました。台本では「（天を仰いで笑い）…ああ〜」と書かれているだけなのですが、梅子の突然の高笑い、鬼気迫る圧巻の演技が生まれました。

「もう駄目、降参。白旗を振るわ。」「私は全部失敗した。結婚も家族の作り方も、息子たちの育て方も、妻や嫁としての生き方も全部！」（「せめて光三郎だけは…そう歯を食いしばってきた。ちょっとでも良い母親だと、そう自分を思いたくて、少しでもあなたたちに愛されたくて」…この部分はカットされています）「私は全てを放棄します。相続分の遺産も、大庭家の嫁も、あなた達の母としての務めも！」「ぜ〜んぶ捨てて、私はここから出ていきます。」

涙をぬぐい、襖を開け放ち、「ごきげんよう！」と言い放って毅然と去っていく梅子、確かにカッコ良かったのですが…その絶望感、悲しみの深さに言葉を失いました。このシーンの撮影現場に立ち会えなかったのが残念でなりません。橋本万葉さんの演出もよかったに違いないのですが、平岩紙さんの演技はとにかく凄かった。脱帽です。

少年友の会

- ・ 1966(昭和41)年「少年友の会」設立

家裁によるボランティア団体

会員：三瀬嘉子、久米愛、野田愛子、内藤文質(元最高裁家庭局第三課長)など

活動：定期的なバザー開催→収益金で生活用品など購入→補導委託先に配布

少年審判所・少年院への慰問活動

拡大：2009(平成21)年 全国すべての家裁所在地に「少年友の会」が設置

- ・ 1970(昭和45)年 少年法改正(年齢引き下げ)問題

「少年非行の低年齢化・凶悪化」への対応

法制審議会少年法部会 委員48人・幹事40人

「教育重視論」から、年齢引き下げに反対

発言記録

「少年審判の場で、おまえは悪いことをしたんだ、けしからんのだと、こういうふうにしなればならないんだというお説教をしても、少年は決してそれを受け入れようとしません。なぜあなたがこういうことをしたんだろう、どうしてこういうことになったのか、自分でよく考えてみてどういうことが問題だと思うのか、というようなことを懇切丁寧になごやかに話をする間に、少年自身が自分のやったことを自分なりに考えていく。こちらから教えるのではなく、自分自身が自覚をするチャンスがそこで生まれてくる。少年審判は決して脅すとか、あるいはお説教をするとか、叱りつける場ではなくて、少年自身がその場で、自分は何ぞこんなことをしてきたんだろう。こういうことをすれば、どういうことなるのだろうということを自分自身で反省する場だと、私は思っています。今まで審判をしてまいりました。」
(法制審議会少年法部会論事速記録第21回)